

## 豊田市未接道低未利用地活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、未接道低未利用地活用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。
- (2) 未接道低未利用地 市街化区域にある土地のうち、平成20年1月1日以後現に建築物がなく、かつ、平成25年1月1日時点において当該土地のみでは建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する接道要件を満たすことができない土地をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、未接道低未利用地を活用して住宅の建設等を行おうとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市街化区域における良質な住宅地の供給を促進し、もって定住者を増やすことを目的とする。

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付対象となる区域は、市街化区域とする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、未接道低未利用地を活用するのに必要な接道要件を満たすための用地（以下「接道用地」という。）を取得しようとする者（以下「用地取得者」という。）及び用地取得者に接道用地を売却又は交換により提供する者（以下「用地提供者」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 規則第5条第3項各号のいずれかに該当していないこと。
- (3) 関係法令の規定に違反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金を交付することが適当でないと認めた者は、交付対象者となることができない。

(交付対象未接道低未利用地)

第6条 補助金の交付対象となる未接道低未利用地は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 一宅地の面積が130平方メートル以上であること。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 用地取得者が接道用地の取得に伴う登記を行い、当該接道用地について2分の1を超える割合の所有権を有していること。
- (4) 用地取得者が所有し、住宅の建設地として活用すること又は住宅の建設地として分譲すること。

(5) 住宅の建設等に当たって、関係法令の規定等に違反していないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 用地取得者 接道要件を満たすための最低限の接道用地の取得に要する費用(以下「取得費」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

(2) 用地提供者 取得費に8分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 前項の用地取得の方法が交換契約による場合は、当該取得する用地は土地の固定資産税の評価額を取得費として補助金の額を算定する。

3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする用地取得者は、取得した接道用地の登記の日から起算して1年以内に、未接道低未利用地活用補助金交付申請書兼実績報告書(用地取得者用)(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする用地提供者は、売却又は交換した接道用地の登記の日から起算して1年以内に、未接道低未利用地活用補助金交付申請書兼実績報告書(用地提供者用)(様式第2号)に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、補助金の交付の申請をしようとする用地取得者又は用地提供者が法人又は団体であるときは、役員(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等(役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。))の氏名、役職、住所及び生年月日が記載された書類を提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定及び補助金の額の確定をし、未接道低未利用地活用補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした用地取得者又は用地提供者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、用地取得者又は用地提供者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項各号の要件を満たさなくなったとき又は同条第2項に該当したとき。

(2) 第6条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(3) 第9条第2項の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を記載した文書により、用地取得者又は用地提供者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、用地取得者又は用地提供者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた認定申請に係る補助金の交付に関しては、平成31年3月31日までその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第8条関係）

添付書類	摘要
土地売買契約書等の写し	土地売買契約書及び領収書等の支払いを証する書類（交換の場合は、土地交換契約書及び土地の固定資産税の評価証明書等）
現況写真	未接道低未利用地、接道用地及びその周辺部の現況が分かるもの
土地の登記記載事項証明書（全部事項）	未接道低未利用地及び接道用地の所有権が分かるもの
市税の納税証明書	完納証明書等の市税を滞納していないことが分かるもの
付近の見取図	方位、道路及び目標となる建物等を記載したもの
配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界、道路等の位置及び幅員を記載したもの
公図	未接道低未利用地及び接道用地の状況が分かるもの
求積図・求積表	敷地面積、その他の求積図・求積表（用地取得費の価格算定に必要な用地取得単価ごとの面積が確認できるもの）
未接道低未利用地確認書	建築相談課において未接道低未利用地であることを確認したもの

別表第2（第8条関係）

添付書類	摘要
土地売買契約書等の写し	土地売買契約書及び領収書原符等の代金受領を証する書類（交換の場合は、土地交換契約書及び土地の固定資産税の評価証明書等）
市税の納税証明書	完納証明書等の市税を滞納していないことが分かるもの
付近の見取図	方位、道路及び目標となる建物等を記載したもの
配置図（公図の写し等）	方位、縮尺、寸法、敷地境界、道路等の位置及び幅員を記載したもの
未接道低未利用地活用補助金交付決定通知書兼額確定通知書（用地取得者用）の写し	

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生

電話番号 （ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

未接道低未利用地活用補助金交付申請書兼実績報告書（用地取得者用）

未接道低未利用地活用補助金の交付を受けたいので、豊田市未接道低未利用地活用補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

未接道低未利用地	所在地	豊田市 町 番地		
	面積	m <sup>2</sup>		
取得した接道用地	所在地	豊田市 町 番地		
	面積	m <sup>2</sup>		
補助金交付申請額	金 円			
交付申請額の算出根拠 （交換単価は土地の固定資産税の評価額で計算）	接道用地の面積	接道用地の単価	接道用地の取得額	交付申請額
	(m <sup>2</sup> )	(円)	(円)	(円)

添付書類

- 1 土地売買契約書等の写し
- 2 現況写真
- 3 土地の登記記載事項証明書（全部事項）
- 4 市税の納税証明書（完納証明書）
- 5 付近の見取図
- 6 配置図
- 7 公図
- 8 求積図・求積表
- 9 未接道低未利用地確認書
- 10 住宅の建設等が確認できる書類
- 11 申請者が法人又は団体であるときは、役員名簿（氏名、役職、住所及び生年月日が記載されたもの）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

電話番号 （ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

未接道低未利用地活用補助金交付申請書兼実績報告書（用地提供者用）

未接道低未利用地活用補助金の交付を受けたいので、豊田市未接道低未利用地活用補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

未接道低未利用地	所在地	豊田市 町 番地		
	面積	m <sup>2</sup>		
売却又は交換した接道用地	所在地	豊田市 町 番地		
	面積	m <sup>2</sup>		
補助金交付申請額	金 円			
交付申請額の算出根拠 （交換単価は土地の固定資産税の評価額で計算）	接道用地の面積	接道用地の単価	接道用地の取得額	交付申請額
	(m <sup>2</sup> )	(円)	(円)	(円)

添付書類

- 1 土地売買契約書等の写し
- 2 市税の納税証明書（完納証明書）
- 3 付近の見取図
- 4 配置図
- 5 未接道低未利用地活用補助金交付決定通知書兼額確定通知書（用地取得者用）の写し
- 6 申請者が法人又は団体であるときは、役員名簿（氏名、役職、住所及び生年月日が記載されたもの）

豊 発第 号  
年 月 日

様

豊田市長



未接道低未利用地活用補助金交付決定通知書兼確定通知書  
( 用 )

年 月 日付けで交付申請のありました未接道低未利用地活用補助金につきましては、豊田市未接道低未利用地活用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付を決定し、及び補助金の額を確定しましたので通知します。

交 付 決 定 額	金 円
確 定 額	金 円
補助金交付の条件	